

ご家庭に付けていますか？

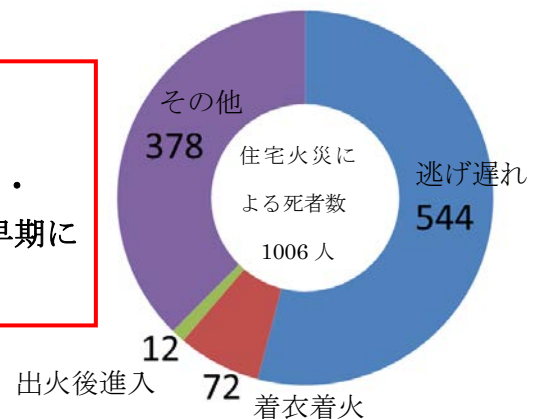
住宅用火災警報器



平成23年6月1日から全ての住宅に
住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

なぜ住宅用火災警報器の設置が必要なの？

- 住宅火災による死者の約7割は『65歳以上の高齢者』
- 住宅火災による死者の約6割は『逃げ遅れ』
⇒ 火災を早く発見し『逃げ遅れ』を防ぐためには・・・
- ☆ 火災の煙や熱を自動で感知し、警報音などで火災の発生を早期に知らせる **住宅用火災警報器** が有効です



出典：消防庁（平成26年）

住宅用火災警報器はどこに設置するの？

- 逃げ遅れを防ぐため『寝室』と『階段*』に設置が必要です
※寝室が2階以上の階にある場合
- 義務ではありませんが、出火危険の高い台所への設置を推奨！
- ☆ 『寝室』と『階段』に設置する住宅用火災警報器の種類は、『煙式』が必要です（台所は熱式でも可）

住宅用火災警報器はどんなもの？

- 煙に反応するタイプ（煙式）と熱に反応するタイプ（熱式）があります
- 「天井取付け式」と「壁取付け式」があります
- 「電池を使うタイプ」と「家庭用電源を使うタイプ」があります
- 身体に障害をお持ちの方や高齢者の方に、光や振動で火災を知らせるタイプもあります



天井取付け式



壁取付け式

どこで購入するの？

- ホームセンター、家電販売店、防災機器取扱店などで販売されています
- ※ 右図の「NSマーク」が付いている住宅用火災警報器は国が定める規格に適合しています



火災から大切な命を守るために、 住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器を設置する場所の一例

取り付けが義務付けられている所

- 寝室・・・就寝に使用する部屋
- 階段・・・就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場

取り付けをおすすめする所

- 台所・・・台所には〈煙式または熱式〉の火災警報器を選んで下さい。
- 居室・・・就寝には使用しない部屋

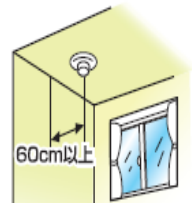


設置上の注意点

天井の場合

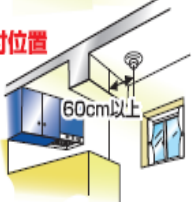
● 壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



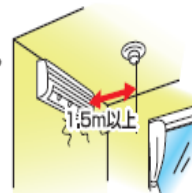
● 梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



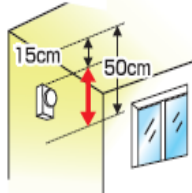
● エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



壁面の場合

天井から15～50cm以内に火災警報器の中心が来るように取り付けます。



☆ 自動火災報知設備又はスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器等の設置の必要はありません

悪質な訪問販売にご注意！

- 消防職員・市の職員が訪問して販売したり、特定の業者に販売を依頼することはありません
- 業者による住宅用火災警報器の点検義務はありません



○住宅用火災警報器に関する問い合わせ先

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部

予防課	0280-47-0129	古河消防署	0280-47-0120
下妻消防署	0296-43-1551	坂東消防署	0297-35-2129